

愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議運営要領

- 1 (1) 検討会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
(2) 検討会議は、原則として公開とする。ただし、審議会等の基本的取扱いに関する要綱第8条第1項(1)(2)に該当し、非公開とするときは、その都度検討会議において決定する。
(3) 検討会議は、公開とし、傍聴については、別途座長が定めるところにより、認めるものとする。

- 2 (1) 検討会議に、基本計画の専門的事項について、調査検討を行うため、部会を置くことができる。
(2) 部会は、検討会議の委員の中から教育長が依頼する者、検討会議の構成団体から推薦される者及びその他専門的事項の調査検討のため教育長が別途依頼する者をもって構成する。
(3) 部会に部会長を置き、教育長が依頼する。
(4) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。